

# 令和7年度（令和8年度への繰越明許費設定分）山形県バイオクラスター形成促進事業費補助金（バイオ・ヘルスケア研究開発支援分）募集要領

## 1 目的

本事業は、県内に多く存在するライフサイエンス分野（バイオ、ヘルスケア）の研究シーズや医療現場ニーズを活用し、医薬分野や健康分野等の製品を開発する県内企業に対して、研究開発に係る費用を支援することで、県内企業の収益力向上や賃上げ環境の整備に繋げることを目的とします。

## 2 補助対象者等

次の①～⑤の要件をすべて満たす者を補助対象者とします。

- ① 県内に補助金の対象事業を遂行する事業所を有すること。
- ② 山形県競争入札参加資格指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- ⑤ 本店、支店及び事業所の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

## 3 補助対象事業等

慶應義塾大学先端生命科学研究所や山形大学医学部等の研究シーズや医療機関のニーズ等によりバイオ・ヘルスケア製品（医薬品や医療機器、福祉機器、健康食品、介護予防関連製品等）の開発を行う企業を対象とします。

## 4 補助対象経費

補助対象経費は、交付決定の日から令和9年2月28日までに実施する事業に係る経費とし、事業区分ごとの対象経費は以下のとおりとします。

ただし、対象とできる経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限られます。

また、補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、補助金の交付決定の日以降から可能となります。

補助金の支払いは原則として事業完了後となりますので、補助事業遂行の際には自己負担が必要となりますので御留意ください。

### ①外部専門家等謝金

補助事業に係る専門家や協力者等に支払われる謝金

※支払単価の根拠が補助事業者が定める規程等により明確であり、その金額が社会通念上妥当なものである必要があります。

### ②外部専門家等旅費

補助事業に係る専門家や協力者等に支払われる旅費

※補助事業者が定める旅費規程等により算出されたものが補助対象となります。

グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金は補助対象となりません。

③原材料・消耗品費

補助事業の対象とする製品・サービス等の分析、試作等に要する資材、部品、原材料、消耗品等の購入費

④委託・外注費

調査・分析・加工等、補助事業の遂行に必要な業務を委託・外注する経費

⑤特許等取得費

補助事業と密接に関連し、研究開発成果の事業化・製品化にあたり必要となる特許権の取得など知的財産権の取得等に要する経費

⑥共同研究・委託研究費

補助事業に係る共同研究契約または委託研究契約に基づき相手方に支払う経費

⑦使用料

機器借上料や検査測定機器等、補助事業の遂行に必要な機器等の利用料

⑧通信運搬費

補助事業を遂行するために必要な物品等の運搬費やデータ通信費

⑨その他事業に要する経費として知事が必要と認める経費

上記①～⑧に該当しない費用であって、県と協議のうえ認められた費用

※補助事業の実施に要する費用であって、他事業の費用と明確に区別できるものが対象となります。また、県からの承認を得ずに支出された費用は、補助対象経費として認められません。

## 5 補助率、上限額等

補助率及び上限額は下表のとおりとします。

補助上限額	補助率
200万円	補助対象経費の1/2以内

## 6 応募手続き

### (1) 手続きの流れ

月日 (予定)	手続き	概要
3月6日 ～ 4月30日	募集	○県が定める提出期限までに、応募書類を提出
5月中下旬頃	審査会	○審査委員会による審査（応募者による事業のプレゼンテーション）を実施
5月下旬 ～ 6月上旬頃	内示	○審査結果を受け、県が採択者に対し内示
6月上中旬頃	交付申請	○採択者は県に交付申請書類を提出
6月下旬頃	交付決定	○県は採択者に対し交付決定通知を送付
6月下旬～2月	事業期間	○交付決定後、採択者は翌年2月末までに補助事業を実施
3月上旬	実績報告	○採択者は事業完了後に実績報告書を県に提出

## (2) 募集期間

令和8年3月6日（金）～ 4月30日（木）まで

## (3) 提出方法

郵送、持参、電子メールのいずれか

※郵送、電子メールの場合は、募集期間最終日の午後5時までに到着したものを有効とします。持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

## (4) 提出書類

- ・審査申請書（兼）誓約書（様式第1号） 1部
- ・事業計画書（様式第2号） 1部
- ・直近2会計年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書の写し 各1部  
※当該書類がない場合は直近1会計年度の事業の内容を記載した書類（パンフレット等）を1部提出すること
- ・定款の写し 1部

## (5) 書類提出先

山形県産業労働部産業技術イノベーション課ものづくりイノベーション担当

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1

Mail: ysaninno@pref.yamagata.jp

※メールで提出する場合は、件名に「バイオ・ヘルスケア補助金」を入れてください。

## 7 選考方法

審査会において事業計画の審査を行い、採択事業を決定します。

### (1) 審査項目

審査における評価の項目は以下のとおりとします。

- ①具体性：事業計画の内容は具体的か、明瞭となっているか等
- ②市場性：研究開発する製品・サービスの市場やニーズが見込まれるか等
- ③成長性：補助事業により会社の売上増加や従業員の給与引上げが見込まれるか等
- ④妥当性：事業化に向けたロードマップに無理がないか等
- ⑤確実性：事業の執行体制や資金調達、連携先との調整等が確立しているか等

### (2) 決定方法

審査会において応募者によるプレゼンテーションを実施し、応募書類とプレゼンテーションの内容を審査し決定します。なお、審査結果に対する異議は一切受け付けません。

[応募事業審査会]

日 程：令和8年5月中下旬頃（予定）※応募者あてに別途御連絡します。

場 所：山形市内の会議室（予定）

※オンライン会議システムを活用する場合があります。

### (3) 結果の通知

審査結果については、応募者に文書で通知いたします。

## 8 その他の留意事項

- (1) 提出された書類は、原則としてお返しいたしませんのでご注意ください。
- (2) 提出された書類内容等について問い合わせや関係書類の提出を求める場合がありますので、担当者の連絡先については平日でも連絡がとれるものを記載してください。
- (3) 事業採択された事業者は、別途、補助金交付申請書類の提出のほか、事業実施に伴う報告等の必要がありますのでご了承ください。
- (4) 採択された事業については、その案件名を公表することがあります。また、県が本事業に係る成果発表等を行う際はご協力いただくようお願いいたします。

## 9 問い合わせ先

山形県産業労働部産業技術イノベーション課 ものづくりイノベーション担当  
TEL:023-630-2137